

会 議 録

1. 会議名	平成29年度第1回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成29年12月14日（木）9時30分から11時40分
3. 開催場所	市庁舎1階 会議室
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、鈴木副会長、櫛方委員、石丸委員、佐藤委員、 佃委員、田淵委員、石川委員、吉見委員、内山委員、 柏木委員（以上、11名） （欠席：栗原委員、山森委員、久保委員、長島委員）</p> <p>事務局：宮本市長 健康福祉部 遠山健康福祉部長、菅原健康福祉部次長、 関口健康支援課長、仁王主幹、児玉主幹、 中村主幹、塙主幹、森林主査、米納主任主事 都市環境部 志摩クリーン推進課長、滝係長、牧田主任主事 （以上、13名）</p> <p>オブザーバー：1名 傍聴者：1名</p>
5. 概要	<p>【新委員委嘱状交付】 【職員紹介】</p> <p>1. 開会 2. 議事 第1 会長の選出 【会長就任あいさつ】 第2 副会長の選出 【副会長就任あいさつ】 第3 受動喫煙を防止するための条例について（諮問） 【諮問書手交】 【市長あいさつ】</p> <p>3. その他（今後のスケジュール等） 4. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

<p>会議の内容</p>	<p>【新委員委嘱状交付】</p> <p>【職員紹介】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p> 第1 会長の選出</p> <p> 指名推薦により、豊崎哲也氏就任。</p> <p>【会長就任あいさつ】</p> <p> 第3 副会長の選出</p> <p> 会長一任により、鈴木美奈子氏就任。</p> <p>【副会長就任あいさつ】</p> <p>【諮問書手交】</p> <p>【市長あいさつ】</p> <p>（豊崎会長）</p> <p> まず初めに、今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、習志野市健康なまちづくり審議会について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【習志野市健康なまちづくり審議会について、事務局より説明】</p> <p>（豊崎会長）</p> <p> 続いて、受動喫煙を防止するための条例について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>（関口健康支援課長）</p> <p>【受動喫煙を防止するための条例について、事務局より説明】</p> <p> <<配布資料>></p> <p> 1. 県内近隣市の規制状況一覧</p> <p> 2. 東京都特別区（23区）の規制状況一覧</p> <p> <<参考資料>></p>
--------------	--

3. 「受動喫煙を防止するための条例」骨格と具体的な例

4. 受動喫煙を防止するための条例について

(豊崎会長)

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。今回は、たたき台も何も無いということですので、委員の皆様活発な御意見をお願いします。

(櫛方委員)

朝日新聞でしたでしょうかね。「受動喫煙防止条例提案を習志野市が検討」との記事が出ていたんですけど、何か反響はありましたでしょうか。

(関口健康支援課長)

新聞に報道されて以降、いくつかの市町村からの問い合わせはございました。また、市民の方からは、「条例制定を早く進めてほしい」との内容の御意見をいただいております。反対の意見は今のところいただいておりません。

(豊崎会長)

まず、審議の進め方ですけれども、原案もたたき台もないというところからのスタートということですので、条例の軸となるいくつかの項目、骨格ということで、5項目を挙げていただきました。こういったところを中心に皆様の自由な意見をお聞きしたいと考えております。

それでは、まず「受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守る」という目的を達成するための手法についてです。

つまり、市として「何をするのか」、あるいは「何をさせるのか」ということになろうかと思いますが、委員の皆様より御意見ございますでしょうか。

(石川委員)

習志野市では公共の場での喫煙について、現在は何も規制がないのでしょうか。

(関口健康支援課長)

現在、環境美化の観点から、歩きタバコ禁止の努力義務を市内全域に課しています。

屋内については「習志野市の公共用施設等における受動喫煙防止対策に関する指針」に基づき、公共用施設の建物内については、喫煙を禁止しているところです。

(豊崎会長)

今、歩きタバコの問題がありましたけど、実際、平気でタバコを吸って歩いている人も結構いますので、そのへんも大きな問題だと思いますが、皆さんいかがですか。

(石丸委員)

ひとつ質問なんですけど「まちをきれいにする条例」が既にあって、路上での喫煙が規制されていると御回答いただいたんですが、それをどのように市民に周知・啓発されているのか、というところをお聞きしたいと思います。

(志摩クリーン推進課長)

市民への啓発というお話ですが、11月1日をきれいなまちづくりの日と定め、町会・自治会やPTAの皆さんなどに御協力いただいてキャンペーンなどを実施しております。

(内山委員)

今回の議論は受動喫煙を防止するための条例の制定ですが、まずは知識として喫煙や受動喫煙の健康被害について、子供の時から教育していくということが必要なのではないかと考えています。

もう一点は、ひきこもりの方の中には、外では自由にタバコが吸えないことが原因で外に出られない方もいます。こういった方の行動範囲が狭まらないような工夫も必要ではないでしょうか。

(田淵委員)

受動喫煙を防止するという大前提がある以上、千代田区のように、ここが喫煙場所なんだという環境を整えれば、受動喫煙の防止は徹底されるのではないのでしょうか。

せっかく条例を施行するのであれば、きちんと義務・過料になるぐら

いの徹底したものが必要ではないでしょうか。

(櫛方委員)

千代田区では、すごくたばこ臭い一画があるんですね。それは結局喫煙所周辺なんです。その一画だけ空気がすごく悪いんです。それがいいのかということも検討しなければと思います。

最終的には絶対、たばこの無い世の中にしたいけど、なかなか無理だと思しますので、まずは受動喫煙に対する取り組みをしっかりと考えて、皆さんと協力していきたいと思えます。

(豊崎会長)

今まで出た意見としては、市民への周知・啓発の点、子供の頃から喫煙そのものをやめるように教育していくという点、あとは、全面禁煙は難しいとしても、場所を限定して喫煙可とし、それ以外の場所を禁煙とするという御意見をいただきました。

先ほど、子どもへの教育について御意見ありました。市の方から何かありましたらお願いします。

(中村健康福祉部主幹)

子供の頃からの健康教育について御意見いただきましたが、今、健康支援課の方で、小学校4年生、あと、中学校3年生を対象に、いわゆる生活習慣病という視点で健康教育を実施させていただいております。

実際には教科書に則った形で行いますので、生活習慣病の中でも主に血管に注目し、脳卒中や心筋梗塞について、日々の生活を見直そうという形で行っているところですが、今後は「たばこ」というところについても必要になってくるのかなと思います。

(内山委員)

既に取り組みがあるということなんですが、たばこは依存性が強く、やめるのにとっても苦しんでいる人たちがたくさんいるという観点から、ぜひ学校教育の中にも取り入れてもらいたいと思えます。

(佐藤委員)

学校の敷地周辺に、たばこの吸い殻が捨てられていることが多くあります。また、週末の部活動の応援に来た保護者が、校門を一步出たところ

るで喫煙をし、その煙が風に乗って敷地内に流れ込んでくることもあります。そういうことへの対策として「子供の成長のために学校の周りでたばこを吸うのはやめよう」などの看板を掲示していただきたいと思います。

喫煙が当たり前だったような世代の方たちに、もうちょっと気を付けてもらえる対策があるといいなと思います。

(豊崎会長)

確かに、一歩でも門を出ればいいかって言うと、それはやっぱり敷地内と同様に考えていただかなければいけないと思います。まだまだ、そういう方がいること自体、問題ではあると思います。

他に、いかがでしょうか。

(櫛方委員)

たばこを吸っていた人と吸わない人の老け方がすごい違うっていう写真があるんですね。ああいうのを貼っておいたらどうでしょう。

たばこを吸うとこうなるんだよ、20年後はこんなに違うんだよっていうのをあちこち貼っておいたらいいかなって気がするんです。ポスターとか写真とかだったら、あちこち貼っておけば、誰か気づいて見てくれるんじゃないかなという気もしますので、それは提案していきたいなと思います。

(豊崎会長)

いろいろな意見をいただきましたけど、やはり、啓蒙の問題と喫煙の禁止。喫煙の禁止に関しては全面とするか、場所を限定するか。そういうところが手法として考えられると思います。

続きまして、喫煙の規制について、少しお話を伺いたいと思います。どのような範囲で、どのような方法で喫煙・禁煙、そういうのをやっていくかについて、検討していきたいと思います。

(鈴木副会長)

一点お伺いしたいんですが、先ほど市民の方から苦情が何件か来ているというお話がありました。その中で、苦情がよく来る場所というのはあるのでしょうか、あとは逆に、市内に喫煙スペースのようなものが設置してある場所がありますか。

(関口健康支援課長)

駅周辺の苦情が特に多い状況です。また、駅前等に市で設置している灰皿はございません。ただし、公共施設の中で敷地内に灰皿を設置している施設はございます。

(志摩クリーン推進課長)

公共の灰皿については、クリーン推進課で駅前に設置していたものについては、地元の方等々と協議の結果、撤去いたしました。

あと、苦情で多いのは、コンビニの前に置いてある灰皿。民間ですね。民間事業所、要は個人の方が設置している灰皿について、いろいろ御意見はいただいているという状況はありますが、市の方では民間事業所に対して「撤去してください」というお話はしていないという状況です。

(櫛方委員)

習志野市のたばこに対する対応はちょっと緩いと思います。たばこの問題を考える上で、まずは千葉市や船橋市がやっているところからやっていかなければ、なかなか難しいのではないかと思います。

たばこを売らないようにとはなかなか言えないんですが、せめて歩きながらたばこを吸うとか、特に小さいお子さんがいるようなところで吸わないとか、まずはそういうところから規制する必要があるのかなと思います。

(豊崎会長)

たばこが造られている限り全面禁止というのは不可能だと思います。

そうした中で、喫煙者本人の健康被害はもちろんですが、周囲の人への健康被害をどうやって防ぐのかということが、今回の条例の目的です。

そこで、道路や民有地を含めてどの程度規制をしていくのか。民有地であっても、公共の場と隣り合わせていれば、これは「民有地」としてではなく「公共の場」と同じような関係になってしまいます。そういったことを含めて、皆さん何か御意見はございませんか。

(内山委員)

確かにコンビニ前の受動喫煙については嫌だなと思いますが、一方で、施設運営者の立場としては施設の敷地内まで規制がかかってしまうと、ちょっと困ってしまうのではないかなと考えております。

(柏木委員)

たばこを売っている店、商売をしている人は、自分の生活がかかっていますから、そういうことを考えると、なんでも「たばこはダメだ」と言うのではなくて、まずは受動喫煙のことを中心に考えて、公共の場所は禁煙にした方がよいと思います。

特に歩きたばこは規制が必要ですね。喫煙者の一人として、ぜひ進めていただければとありがたいかなと思っております。

(豊崎会長)

確かに喫煙する方もいらっしゃいますし、それを仕事としている方もいらっしゃいます。また、現状として嗜好品である限りは、全ての人に「たばこをやめなさい」と言うわけにはいかないと。御自身の判断でやめる、やめないということだと思えます。

ただ、周りにいる方、たばこを吸われない方に影響を与えるということになるのは大変問題ですので、我々が議論していくのは、それをいかにブロックしていける条例をつくるかということでもあります。

民有地に関して、皆さんこれからどうしていくべきか、どこまで我々が意見できるのかどうかということを含めて、御意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(石丸委員)

現実を考えると、民有地の中を規制していくのは難しいと思えます。ただ、それをどこまで規制していくのかということを考える上で、商店などの関係者の方の御意見なども知りたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(豊崎会長)

そうですね、もちろん我々の一方的な押し付けではなく、皆さんに御協力いただいてということにはなってきます。あんまり全部禁止とすると、営業を妨害する部分も出てくるかと思えますので、今の御意見は非常に重要だと思えます。

その辺りセッティングすることは可能でしょうか。

(関口健康支援課長)

この審議会の中で、例えば町会であるとか、そういったところから御意見を聞いた方がよいということであれば、そのように調整させていただきたいと思います。

(櫛方委員)

コンビニ業界は、たばこについてどう考えているのか伺いたい。大きな意味で。一つひとつの店舗ではなくて、業界、もしくは会社として、どう考えているのか伺いたい。

(鈴木副会長)

自助努力で何かされている商店さんもいると思うんですね。何か既に改善策として取り組んでいることがありましたら、その例を一緒に聞いていただけると助かるなと思いました。

(事務局米納)

コンビニの話なんですけど、こちらで把握している限りでは、全てのお店、チェーンというわけではないんですけど、一部の業者さんについては、本社の方で、基本的にはもう店頭で灰皿を置かない方針を打ち出している社が何社かあると。

ただ、フランチャイズでの経営となっておりますので、店長さんの御判断によるところもあると、そのように伺っております。

(菅原健康福祉部次長)

今ほど委員からお話のありました、関係される事業者さんなどから御意見を伺う機会については、この審議会に出席をしていただいて、皆さん揃った中で行うのか、事務局が行うのか、それとも日程の合う委員さんに御出席いただいて行うのかということもありますし、そういったことについては、今この場でお答えするのが難しいので、後ほど決定して、また御連絡させていただきたいと思います。

(豊崎会長)

そういったことでよろしいでしょうか。

【一同賛同】

(石丸委員)

たばこを買いに来る人へ「買わないでください」ということではなくて「マナーをよくしましょう」という趣旨のポスターなどを貼っていただくようなことはお願いできないのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

(豊崎会長)

それについても、実際に意見を伺いながらという方がいいような気がしますね。

それでは今のところをまとめさせていただきますと、公共施設については建物内は禁煙。敷地内については一部場所を指定して、喫煙を認めているのが現状ということです。

民有地については、商店の皆さんの御意見を伺って、それに対して対応をしていく。その方向性については今後また相談してまいりたいと思います。

それでは、次に違反者に対する罰則についてでありますがこの辺に關しまして皆さんいかがでしょうか。

(櫛方委員)

取り締まりってなかなか難しいかなと思うんですよね。ポイ捨てをした人を誰かが見るとか、監視する側の立場のことを考えると。そうは言っても、罰則を設ける形にはならざるを得ないのかなという認識です。

(鈴木副会長)

個人的には、過料・罰金を科すべきかなと思っております。ただ、それには、ただ単に「お金をとります」だけではなく、それなりの環境整備も行っていかなければならないと思っておりまして、例えば範囲をきちんと指定するとか、取り締まりを行いやすくするとかですね。

また、先ほどから少し気になっているのが、灰皿を撤去するだけではなくて、撤去した場所に「〇〇に移設しました」というような一言が必要なのではないかと。

そのためには吸える場所が必要になるので、その場所を決めるにあた

っては、市民と一緒に歩いてみて「ここだったらいいんじゃない」というのを考える機会も必要でしょうし、もっと言えば、罰金をとって、それをいかに使うかということを考えるのであれば、駅前などに、単なる喫煙所ではなくて、ほんの数か所でもいいので、外に煙が一切漏れ出さない、きちんとした喫煙室を設置するなど。

たばこを売っていて、吸うのをOKとしておいて、そういう人たちのことを考えると、1カ所でも2カ所でも、そういうスペースを設けることも考える必要があると思います。そういうものがあると、吸う人も気を付けようと思って、そこに行こうと思うのではないかなと、少し感じました。

(豊崎会長)

罰則につきまして、何か事務局の方で説明がありますか。また、このことについてコメントがあればお願いします。

(関口健康支援課長)

各市町村、路上喫煙及び歩行喫煙の禁止を、義務あるいは努力義務ということで、様々ではありますが、重点区域内においては、ほとんどの市町村が罰則を設けているというような状況でございます。

(豊崎会長)

本当は罰則が無くても実行していけるのがもちろん一番良いのですが、現状を鑑みますと、周辺の地区に倣って罰則を設けることは問題はないのではないかと思います。皆さん、いかがでしょうか。

(石丸委員)

やはり今回の目的は環境美化だけに止まらず、健康被害を防止するんだ、だからこの一つの罰則として「過料」というものがあるけど、それを通して、今度は未来・次世代の人達、健康被害の可能性のある人達の、それを防止していく対策に回していくんだとか、市内の学校の教育にこのお金を使っていくんだよというような、何か罰則と言うよりも、それを未来の子供達のために使っていくんだというような意味合いを持たせていけると良いのではないかと思います。

(豊崎会長)

罰則を設けても、これはこういったことに使うんですよ、ということ
をアピールしながら設ける分には、将来を考える意味でも非常に良いの
ではないでしょうか。他の皆さんいかがでしょうか。

(石川委員)

私はやっぱり、重点区域というのを決めて、そういう所で罰則のよう
なものを設けても良いと思います。

たばこを吸う人はある一定の時間は我慢できます。吸う場所がどこか
にあれば、そこまでは吸わないですから。全面禁煙など厳しくするより
も、ある程度中間的にする方が良いと思います。

(豊崎会長)

たばこが嗜好品である限り、全面禁煙は困難ですし、全面的に禁止に
する必要は、私も無いと思っています。重点地区とか、そういうものを
今後いかに決めていくのかという点に焦点が絞られてくるかなと思いま
す。

それはまた今後の会議で決めていくという形でよろしいのではないかと
と思いますが、皆さんのお考えとしては、ある程度の罰則は設けても良
いということではよろしいでしょうか。

【一同賛同】

(豊崎会長)

受動喫煙を防止する範囲に関してある程度進めていくと、またその中
で罰則の対象とする場所が決まってくると思うので、それは今後の会議
の中で議論していくということになると思います。

さて、そろそろ時間ですので、最後に受動喫煙防止全般について御意
見を頂きたいと思います。

(菅原健康福祉部次長)

先ほど、関係団体の皆さんの御意見を聞きたいというお話が出ました
が、どういった方々からお話を聞きたいなどの御要望がございましたら
ここで伺いさせていただきます。

(櫛方委員)

ジレンマがあると思うんですね、売っている方でも。昔はたばこを吸うのが当たり前の世の中で、売るのが当たり前の世の中で。それが、今の時代は健康のことを考えるようになって、ただ、販売をやめると売り上げがダウンする。

そういうところで個人的なジレンマとかがあると思うので、どうしてお考えか、たばこを販売している方の率直な御意見を聴く必要があるんじゃないかなと思います。

(石丸委員)

コンビニ業界ですとか、あとは駅前の商店街や商工会的などところとか、販売に関わる業界を思いました。

(内山委員)

商売をやっている方というのもそうだと思うんですけど、既に吸われている方にどう意見を伺うかということも大事なのかなと思うんです。

大変だとは思いますが、市民で受動喫煙を考えるフォーラムをしましょうとか、そこで、例えば保護者の立場の方とか、販売されている立場の方とか、条例をつくるのであればプロセスとして市民参画の場が、パブコメではないようなところで、吸う人の権利にも配慮してつくりましたという場があった方が本当はより丁寧なんじゃないのかなと思います。それが無いにしても、可能であればフォーラム的なものが企画できれば良いのではないかなと思いました。

(豊崎会長)

先ほど、意見を伺うという提案の中でコンビニ業界、商工会議所、こういった方に御意見を伺うという点と、フォーラムの話が出ましたけど、実際フォーラムを計画しても、集まる人はたばこを吸わない人だけなんです。たばこ吸う人はまず集まらない。この内容でやれば、絶対に吸っている人からは「自分は吸っているんだから行かない」と言われてしまう。

フォーラムを開催しても、集まる人は結局いつも同じ人、禁煙している人、たばこ吸わない人、健康被害に対して非常に敏感になっている人で、たばこ吸っている人は、なかなかそこに足を踏み入れない。だから、そういった人を含めて、関係団体から上手に意見を伺える機会を作ればと思います。

さて、本日は多くの御意見をいただきました。どうもありがとうございました。
ありがとうございました。

最後に事務局から、何か連絡事項ございますか。

3. その他（今後のスケジュール等）

（関口健康支援課長）

次回の会議につきましては、今のところ、平成 30 年 1 月を検討しております。日程等、詳細につきましては追って御連絡をさせていただきます。

4. 閉会

（豊崎会長）

これにて、平成 29 年度第 1 回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。